

ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務  
プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務

(2) 業務の目的

ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりです。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 業務期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

(5) 履行場所

周南市内及び本市が指定する場所

(6) 委託料及び業務委託料に係る定率上限

本業務の委託料には、(3)業務内容に係る「業務委託料」並びに「返礼品の調達費用」及び「返礼品の配送費用」が含まれる。なお、市が別途契約している寄附受付サイトの手数料、クレジットカード等決済手数料は、委託料に含まないものとする。

「業務委託料」は、利用サイトに応じ、寄附額に定率を乗じ積算した額とする。各利用サイトの定率上限は下表のとおりとする。

利用サイト	定率上限	見込件数
ふるさとチョイス	10%	5,400件
楽天ふるさと納税	7%	2,560件
ANAふるさと納税	7%	290件
ふるなび	7%	750件

※寄附受付見込額 180,000,000 円（標準寄附額 20,000 円×3,000 件×3 年）

※「返礼品の調達費用」と「返礼品の配送費用」は実費とする。

### 3 参加要件

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）5「コンピューターサービス」の（小分類）3「データ処理」又は5「データのオペレーション」のいずれか、及び（大分類）6「企画・製作」の（小分類）8「ホームページ作成」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年1月1日から令和5年5月31日までに提出し、受付が完了していること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク（Pマーク）、ISO/IEC27001に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証、又はそれらと同等のセキュリティの規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。

### 4 参加手続

#### (1) 実施要領・仕様書等の確認

##### ① 公告日

令和5年7月3日（月）

##### ② 公告方法

周南市公式ホームページ

##### ③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、シティネットワーク推進部シティプロモーション課でも配布します。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

## (2) 参加表明書の提出

### ① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書【様式2】

イ 本実施要領「3 参加要件(7)」を証明するもの

ウ 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)

エ 履行実績調書【様式3】

### ② 提出期限

令和5年7月18日(火) 17時必着

### ③ 提出場所

周南市シティネットワーク推進部シティプロモーション課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

### ④ 提出方法

郵送又は持参

※持参による受付時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとします。

※郵便による場合は、受取日時及び配達証明が証明できる方法によることとし、郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議申し立てはできません。

### ⑤ 提出部数

提出書類各1部

### ⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果【様式4】を電子メール及び文書で送付します。

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票【様式1】によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

### (2) 受付期間

令和5年7月3日(月)から令和5年7月20日(木)までとします。

(ただし、受信確認は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとします。)

### (3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

シティプロモーション課 E-mail: citypro@city.shunan.lg.jp

電話番号: 0834-22-8238 (直通)

#### (4) 回答方法

令和5年7月24日(月) 17時までに周南市公式ホームページに掲載します。

### 6 企画提案書等の作成及び提出

#### (1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。作成に当たっては、企画提案書等作成要領【別紙1】を参照してください。

- ① 企画提案書表紙【様式5】
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 見積書【様式6】
- ④ 業務実施体制(任意様式)
  - ・組織図(業務体制がわかりやすく記載されたもの)
- ⑤ 返礼品等複数サイト管理業務の実績(任意様式)
  - ・現在までの請負(受託)業務自治体数
  - ・現在までの返礼品開発実績
- ⑥ 連携可能寄附申込みサイト調書(任意様式)

#### (2) 提出期間

令和5年7月20日(木)から令和5年8月3日(木)まで(受付時間帯は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとします。)

#### (3) 提出場所

周南市シティネットワーク推進部シティプロモーション課  
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

#### (4) 提出方法

郵送又は持参(いずれの場合も提出期限必着とします。)

※持参による受付時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとします。

※郵便による場合は、受取日時及び配達証明が証明できる方法によることとし、郵便事故等により提出書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議申し立てはできません。

#### (5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本10部とします。

### 7 選定方法

#### (1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

企画提案書提出者が多数の場合は、書類審査とヒアリング等を分けて実

施する２段階での選定となる場合があります。

企画提案書の提出者が１者の場合でも、当該企画競争は成立します。

- ① 開催予定日  
令和５年８月１８日（金）
  - ② 開催予定場所  
周南市役所 シビック交流センター 交流室１
  - ③ 実施要領
    - ア 事業者の出席者は３人まで
    - イ プレゼンテーションの順番、時刻は、別途通知
    - ウ プレゼンテーションの時間は１社５０分以内（説明２５分、質疑２５分）を予定
  - ④ 機材について  
スクリーンは本市で用意しますが、プロジェクター、パソコンその他必要な物品は参加事業者が用意してください。
  - ⑤ 注意点  
プレゼンテーションにおいて、会社名及び会社名が認識できるようなロゴや商品ブランド名などを掲出したり、口頭で説明したりすることは禁止します。
- (２) 受託候補者の選定
- ① 評価会の設置  
企画提案書等の評価は、市が設置する「ふるさと周南応援寄附金に係る返礼品等複数サイト管理業務プロポーザル評価会」が行います。
  - ② 評価方法  
業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション・ヒアリング内容及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。
  - ③ 受託候補者の決定  
各評価者の評価点の合計点が最も高い事業者を最優秀提案者とし、評価結果に基づき、市は受託候補者を決定します。  
なお、評価合計点を同じくする事業者が複数あるときは、次の方法によります。
    - ア 評価項目「企画提案」の点数が高い者を最優秀提案者とします。
    - イ アにおいてもなお同点の場合は、評価項目「業務管理体制」の点数の合計が高い者を最優秀提案者とします。
    - ウ イにおいてもなお同点の場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案者とします。
  - ④ 最低基準点の設定  
各評価者の持ち点の合計を満点とし、その６割を最低基準点とします。それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、最優秀提案者の決定は行いません。

⑤ 選定結果

選定結果は、令和5年9月1日（金）以降、周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしません。

参加者が2者の場合には、次点者の評価点は公表しません。

また、イ及びウについて、公にすることにより参加者の権利利益を害するおそれがあると判断する場合は、公表しません。

プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書【様式8】」を電子メール及び文書で送付します。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8 評価基準及び配点

評価基準と配点は、以下の表のとおり。

評価項目	評価の視点	配点
組織体制	本市の業務支援を行う組織体系は整っているか。また、遅延なく契約開始日から業務を行う体制が取れるか。	20
	個人情報保護や情報セキュリティマネジメントに対して方針があり、個人情報及び寄附情報について漏洩、盗難を防ぐための対策は十分か。	20
業務管理体制	各ポータルサイトで受け付けた寄附者情報を一括で管理でき、入金状況、返礼品の配送状況、お礼状の郵送状況などを、随時閲覧可能な寄附管理システムを提供可能か。	10
	返礼品に関する問合せだけでなく、寄附者からの多様な相談・苦情等に対して丁寧かつ責任を持った対応ができる体制が整えられているか。	10
	本市専任の担当者が付き、市や出品事業者からの相談等に応じられる体制が整えられているか。	10
	返礼品の内容や在庫数、配送状況を適切に管理し、配送遅滞等のトラブルがあった場合にも適切に対応することができるか。	10
	ふるさと納税制度の変更があった場合に柔軟に対応できるか。	5

	寄附者へのお礼状、ワンストップ特例申請書の発送、地方公共団体間で送付するワンストップ特例通知書の電子化データの作成を支援するシステムを提供可能か。	10
企画提案	返礼品の開発実績が豊富にあり、本市の地域特性等を踏まえた返礼品の開発や新規出品事業者の獲得が可能か。	20
	出品事業者と定期的に協議を行うなど、出品事業者と連携して、魅力的な返礼品の開発・拡充することが可能か。(出品事業者説明会の開催、出品事業者へのフォローアップ 等)	25
	本市の魅力発信やプロモーションを効果的に実施することが可能か(広告の掲載、イベントの実施、返礼品の写真撮影等)。	20
	独自提案が、全体を通し本市のふるさと納税を推進するものになっているか。	30
費用の妥当性	企画提案内容に見合った妥当な見積額となっているか。 ※配点(10点)×(提案価格のうち最低価格/提案者の提案価格)	10
合計		200

## 9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年7月3日(月)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和5年7月3日(月)から 令和5年7月20日(木)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和5年7月24日(月)まで
④ 参加表明書の提出期限	令和5年7月18日(火)必着
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和5年7月20日(木)発送 予定
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和5年7月20日(木)から 令和5年8月3日(木)17時 必着
⑦ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和5年8月18日(金)予定
⑧ 選定結果の通知	令和5年8月28日(月)発送 予定

⑨ 業務委託契約の締結	令和5年9月1日(金)予定
⑩ 選定結果等の公表	令和5年9月1日(金)予定

## 10 契約（受託候補者特定後）

### （1）提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### （2）契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

## 11 留意事項

### （1）失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### （2）その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。



- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(市からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面【様式7】により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

## 1.2 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市シティネットワーク推進部

シティプロモーション課シティプロモーション担当 村上、辻

電話番号 0834-22-8238

FAX 番号 0834-22-8224

E-mail citypro@city.shunan.lg.jp